

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和6年6月27日（木）午前10時 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）安 達 卓 是 （副委員長）奥 岩 浩 基
伊 藤 ひろえ 岩 崎 康 朗 徳 田 博 文 戸 田 隆 次
又 野 史 朗 松 田 真 哉

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】藤岡部長

〔市民一課〕小乾課長

〔市民二課〕足立課長

〔保険年金課〕日浦課長

〔市民税課〕木下次長兼課長 仲田課長補佐兼税制担当課長補佐
山内市民税担当課長補佐

〔固定資産税課〕高見課長 長谷川課長補佐兼家屋償却資産担当課長補佐

〔収納推進課〕大野原課長

〔環境政策課〕足立課長

〔クリーン推進課〕高浦課長

【福祉保健部】塚田部長

〔福祉政策課〕渡部課長 久保福祉政策担当課長補佐 赤江福祉政策担当主任

〔長寿社会課〕足立次長兼課長 遠藤課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

〔健康対策課〕小西課長 金川課長補佐兼健康総務担当課長補佐

【こども総本部】瀬尻部長 長谷川次長

〔こども政策課〕永榮課長 國谷子育て政策担当課長補佐

〔こども相談課〕松竹課長

〔こども施設課〕矢野次長兼課長 榎本子育て施設担当課長補佐

〔こども支援課〕長尾課長

【教育委員会事務局】長谷川局長

〔こども政策課〕永榮課長 遠藤課長補佐 佐藤学校政策担当課長補佐
金田義務教育学校準備担当課長補佐

松井義務教育学校準備担当係長

〔こども施設課〕矢野次長兼課長 宇山課長補佐兼学校施設担当課長補佐

〔学校教育課〕仲倉課長 波多野課長補佐 鉄尾担当課長補佐

【経済部】

〔経済戦略課〕宮本課長 宮中企業立地推進室長

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長

傍 聴 者

稲田議員 今城議員 大下議員 岡田議員 門協議員 田村議員 津田議員

錦織議員 西野議員 森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員

報道関係者 2 人 一般 3 人

審査事件及び結果

議案第 6 4 号 専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について） [原案承認]

議案第 6 6 号 米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 6 7 号 米子市地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 6 8 号 米子市福祉サービス事業手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 6 9 号 米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 7 0 号 米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

陳情第 5 6 号 機能性表示食品に係る安全性審査の厳格化について（陳情） [不採択]

陳情第 5 8 号 ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」への米子市の参加について（陳情） [不採択]

報告案件

- ・米子市立学校の今後の水泳学習の方針について [教育委員会]

協議事件

- ・広報広聴委員の選出について
- ・委員派遣（行政視察）について

〜〜

午前 10 時 00 分 開会

○安達委員長 ただいまから民生教育委員会を開会いたします。

本日は、6 月 24 日の本会議で当委員会に付託されました議案 6 件及び陳情 2 件について審査するとともに、1 件の報告を受けます。

初めに、陳情第 58 号、ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」への米子市への参加についてを議題といたします。

当陳情の審査に当たりまして、参考人として辻本篤郎様に出席いただいております。早速説明をしていただきたいと思います。説明は分かりやすく簡潔にお願いしたいと思います。また、説明は着席したままで構いませんので、よろしくお願いします。

それでは、辻本様、お願いいたします。

辻本さん、どうぞ。

○辻本氏（参考人） 辻本と申します。座らせて説明をさせていただきます。

本日はお忙しい中、私の陳情にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

実は、今日2回目の陳情になりまして、前回陳情させていただいたときは、配付資料が駄目だと言われてしまいまして、配付資料がある場合は、最初の陳述書と一緒に提出しなさいと言われてまして、今回、45ページにわたりますけれども、提出させていただきましたので、また、民生教育委員の方々もメンバーが少し変わっておりますので、新たな気持ちで今日はお話をさせていただきます。

まず、資料の3ページ目、政府は昨年4月に、国策として定めたこども基本法、その根本理念となる子どもの権利条約を作成したユニセフは、その具体的な実施のために、子どもにやさしいまちづくり事業CFCIを創設しました。既に、子ども政策が進んでいる米子市であると思いますが、子ども政策を国際基準と比較することで、より強固なものとして米子市の知名度を高め、定住を促進し、今以上に元気で住みよい町になると期待できるものであると思っております。

約10年前に、NHKで「ちょっとは、ダラズに」というドラマがあったのを皆さん覚えておられますでしょうか。私も当時見た覚えがありまして、これは東京に住む看護師、シングルマザーさんがいろいろ悩んで、米子のある病院、これ鳥大病院がモデルになっているというのを聞いて、米子に移り住んで来て、いろいろ七転八倒しながら周りの人に支えられながら、親子で成長していくというドラマです。そういうことで、NHKも、米子市はシングルマザーにとって母子家庭にとって、住みよい町であると認識しているんだなということが言えると思います。

まず、米子市の子ども政策の現状、市のホームページから取ったんですけれども、総本部の下に4つの課、1つのセンターが置かれておりまして、学校教育や児童・女性相談、施設、手当等に関するもので、今から説明するCFCIが目指すものとは程遠い状態にあります。

まず、こども総本部、こども政策課っていうのがありまして、公立保育所や医療的ケアの子ども、こども育成担当、放課後の子どもプラン、学校政策担当、教育委員会、校務に関すること。4ページ目、こども相談課、妊娠・出産・育児、児童虐待、女性相談、DV・女性の相談、こども施設課、公立保育所等の運営、こども支援課、児童手当、扶養手当について、米子市教育センター、子どもの非行の防止ということでございます。

8ページ目の資料の1をお願いします。8ページ目には、子どもにやさしいまちとは何なのかというのをユニセフとしてこう考えていますというようになります。子どもにやさしいまちとは、子どもの最善の利益を図るべく、子どもの権利条約に明記された、子どもの権利を満たす積極的に取り組む町のことを言います。大人はともすると、子どもを受益者と位置づけ、子どもに対して善意を施すこと、つまり助けてあげる守ってあげる対象として子どもを捉え、これをやさしいとしています。しかし、子どもを権利の主体として捉えることに加え、権利の主体として自分が考えていくことや思うことを言えること、そしてそれを聞いてもらえることにより、自分に自信を持ち、社会の積極的な参加意識を持つことが、同じように大切です。それが実現すると、子どもにやさしいまちとなるのですということです。また、具体的には、町の決定に影響を与えることが子どもができると、子どもたちが望む町の在り方に関して意見を言うことができる。

次、9 ページ目、主に 10 個の構成要素を基準としていると、子どもの参画、子どもにやさしい法的枠組み、都市全体に子どもの権利を保障する施策、子ども権利部門または調整機構、そして線の引っ張ってあるところですけど、子ども報告書の定期的発行、最後に当該自治体として特有の項目があれば、そういうことでございます。

現状子ども政策は、行政が子ども、保護者に何々を与えるものです、しかしユニセフ C F C I は、子どもに参加させ意見を吸い上げ、子どもから何々を与えられるものとなります。従来の子どもの与える政策に加え、子どもから与えられるものが追加されます。具体例として、既に C F C I に参加している東京の町田市、子どもにやさしいまちのチェックリスト、これは資料の 4 ですけども、ちょっと量が多いですので、主なところを抜粋して言います。1、公共施設の運用ルール決め等の行政手続において、子どもが参画する、意見を聞いてもらう機会の確保は認められており、子どもの意見が実際に反映されていますか。2、子ども議会やまちづくりワークショップ等の場を設ける、子どもたちの意見を市政に取り入れていますか。3、自治体の子ども報告書は存在するか、子ども報告書というのは、子どもにやさしいまちづくりの進捗度報告書、子どもの生活に関する実態報告書、子どもの権利に関する実態調査報告書とも言います。4、自治体の管理職を含む主要な職員は、子どもの権利に関する教育を受けているか。私はふだん関わる子どもを対象にボランティアをしておりますけれども、担当者が、子どもの権利、子どもの意見を聞くを分かっているか疑問を感じる場面があります。大人の事情、理論で物事を決めている、そのようなことが不登校などの原因となりますが、私はボランティアで、中学校のサッカー部の指導員をしているんですけども、顧問の先生と話してる中でそういうことを感じるということがございます。5、公共施設設備で、まちづくりにおいて子どもの意見を聞いているか。

○安達委員長 すみません。簡潔にっていうお願いを冒頭でしたんですけども、まだ続きますか。

○辻本氏（参考人） はい、もう少し。

○安達委員長 簡潔にお願いしたいと思います。

○辻本氏（参考人） そうします。D、子どもにやさしいまちづくりの期待効果、1、経済的効果、政府・行政は少子化対策として、児童手当の拡充や保育費、教育費の補助の投入が、全てお金のかかる政策である、この制度はお金をかけずに子どもの人口増が期待できる。2、投票率の向上、日本の教育では性教育と政治教育が立ち遅れている。制度により実際に子どもたちが町の政策決定に関わることで、政治へ関心を深め、将来の選挙の投票行動につながると期待できます。S D G s は自己肯定感のほうと、調査では日本の子どもは自己肯定感が少ないという他国との比較があります。そういうものに対してこの制度を利用することによって、子どもたちが自己肯定感を高めることができるのではないかと思います。次 E、実務、申請に当たり、ユニセフに支払う費用はありません。申請には、おおむね 2 年を要するといわれております。

ちょっと時間がないそうですので、ちょっと割愛して次行きます。もし、この制度を民間に委託して認証してもらうとなると、相当のお金が、毎年払わなければいけない、それがユニセフという国際機関によって行われることによって、無料で提供すると、ユニセフがお金を払うということになります。

調査・検討チーム、今説明しましたけども、実際にやるとなると、実際はどうかということになると思いますので、ぜひ、調査・検討チームを発足させて、ユニセフに直接聞き込んだりしてくれると思います。また、既に調査実施している市に調査をするということでもいいのではないのでしょうか。先行自治体として、僅かながらニセコ町、安平町、富谷、町田、奈良市、今、豊田市が申請中ということでもあります。全国に約1,700ある市町村で僅かこれだけしか採用してないんですけれども、それだけこちらの市町村にはアンテナの感度が高い議員さんがおられるのかなというふうに思います。

飛ばしまして、7ページ目のこども大綱、御存じだと思いますけれども、政府は去年の12月に、こども大綱に校則の見直し、意見聴取が望ましいことを決定しました。おおむね5年後までに、政策に関して意見を聞いてもらえてるという子どもの割合を20.3%から70%に引き上げる数値目標を盛り込んだということ、これに対して、このユニセフの制度に参加するものによって、より現実的になるものと思います。

私、ボランティアで湊山公園の児童文化センターが行っている、日曜日に行っているプレーパークでボランティアをしていたんですけれども、そこでいろいろ提案しても、なかなか受け入れてもらえない、安全どうのこうの。私は理論的に安全なビジョンを数字で説明しても、最終的には担保がないということで、受け入れてもらえなかったですね。既に火遊びとか水遊びだって、火遊びについては、火おこしですね、焼き芋を冬にやるんですけれども、そのやり方についての担保はないのにもかかわらず、新たな市民の提案は受け入れたくないということでございます。また驚いたことに、市のプレーパーク担当者が一度もプレーパークを見に来たこともないという何か、全く現場を見ずに施策を判断されていると。今日の議員の皆様方はそんなことないと思いますので、市民の意見に対して真摯に検討していただき、御返答いただけるものと思っております。

以上です。長くなって、すみません。委員長。

○安達委員長 説明は終わりました。

参考人に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります吉岡議員及び土光議員の説明を求めます。

賛同議員は、賛同理由のみを簡潔にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

初めに、吉岡議員、よろしくお願いします。

○吉岡賛同議員 では、陳情に対して賛同の意見を述べます。陳情書にもあるとおり、米子市はこども総本部の設置など、子育て施策を積極的に実践する自治体です。一般質問でも子どもの市政参画に取り組む姿勢が明らかになっております。陳情者提供の資料17ページによりますと、先ほど意見陳述の中にありましたけど、子どもにやさしいまちでは、町の在り方について意見表明ができ、自分たちに関わる決定に影響を与えることができますとあります。議会答弁などを伺っておりますと、現状では、まだ大人たちが決めた町の在り方について意見を求めている状況です。このユニセフの事業は、お金をかけずに参加できるということですので、子どもも町の在り方から参画できるよう、よりブラッシュアップして子どもにやさしい米子市を目指すため、この陳情の趣旨に賛同するものです。以

上です。

○安達委員長 次に、土光議員、よろしくお願いします。

○土光賛同議員 賛同理由を述べます。この陳情は前回の議会とほぼ同じ趣旨の陳情で、そのときは、不採択になりました。この不採択の理由はこういうふうな理由でした。一つは、加盟自治体が10件にも満たず、詳細を把握するには情報量が少ない状況だ。これが不採択の理由の一つでした。今回は、そのことを踏まえて、中身を精査するための十分な資料が陳情者から提供されているので、これを委員会でちゃんとした議論がなされることを期待するということで賛同しました。

それから、もう一つ、不採択の理由でこういう議論もありました。米子市の子どもに関する先駆的な取組を進めているところであり、ちょっと省略します、すみません、先駆的な取組を進めているところであり、ユニセフの事業に参加しなくても、この事業の取組を参考にしながら、ちょっと飛ばして、子どもの支援ができるのではないかと考えるため。これが2つ目の不採択の理由でした。この先駆的な取組をしている、これは確かにそうなんだろうと思います。私は、この先駆的な取組をしているからこそ、客観的な手法でその取組をチェックしてもらい、チェックしながら進めていく、これが必要だというふうに思います。そういった意味で、ぜひ、このC F C Iへ参加するというのが必要だと思うところで、賛同をしました。以上です。

○安達委員長 賛同議員に対して質疑ございますか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 分かりました。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて議員の皆様のお意見を求めます。全員の採決に向けての賛成討論、それぞれ反対討論をお願いしたいと思うんですが、順番、松田委員からお願いします。

松田委員。

○松田委員 私は採択、丸でお願いします。米子市も子どもに関する様々な多くの政策進めていますけれども、政策に子どもの意見を反映させるについては、まだ十分とは言えないんじゃないかなと思います。このユニセフの子どもにやさしいまちづくり事業では、10の構成要素に対応するチェックリストによって、モニタリング評価、またする流れでPDCAをしっかりと回すようになっていきます。特に自己評価だけでなく第三者評価を受けることになっていると、しかもユニセフに支払う費用は、先ほど説明でもないということでした。これから大人目線ではなく、子ども目線での政策立案はこれからより重要になってくると思います。

補足ですが、このPDCAを回すチェックリストの振り返りというもの、ほかの、この子ども政策だけにあらず、きちんとPDCAを回すってことの大変参考になるんじゃないか、レベルアップになるんじゃないかと思いますので、私は採択でお願いします。

○安達委員長 続いて、又野委員。

○又野委員 私も採択を主張いたします。この陳情、基本的に、内容としては子どもたち

の声を行政としてしっかりと聞いて、施策に反映させていくということが主な内容だと思います。それっていうのはやっぱり、子どもたちが主権者教育だとか政治に関心を持ったりとか、そうやって市民自治の向上とか、ひいては投票率が下がっている状況で、これから投票率やっぱり上げていくっていうのは行政としても取り組んでいかなければならないので、その投票率の向上にもつながっていくのではないかなと考えています。

米子も子ども政策、先駆的な取組ということで、子どもたちの声を反映させてるっていう部分もあるかとは思いますが、その仕組みですね、その仕組みを市民とか子どもたちにも分かりやすいものと、この事業に参加することによってそこら辺の仕組みづくりがきちんとできるのではないかと考えますので、この事業に参加することはいいことだと思いますので、賛同いたします。採択を主張いたします。以上です。

○安達委員長 続いて、徳田委員。

○徳田委員 私は、本件については不採択を主張します。理由は、先般我が党で、公明党でユニセフの勉強会をしましたが、その際、担当者でありますユニセフの担当者からは、C F C Iは加盟が目的ではないということで、はっきり明言がございました。また、御説明の中にありましたC F C Iの10項目の中に、子どものための予算を確保することという項目が1例として挙げられておりますが、これは、既に、本市のこども総本部で全市の取り組まれている状況でもございます。また、肝腎なのは、C F C Iのやり方はホームページ上でも公開されておるわけございまして、加盟をして事業参加しなくても、やり方については可能であることから、不採択を主張いたします。以上です。

○安達委員長 続いて、伊藤委員。

○伊藤委員 本日は、辻本様、ありがとうございました。

私、これについては、趣旨は十分理解できるんですけれども、不採択を主張させていただきたいと思います。まず、こども総本部は国に先立って設置をして、そのことを私はとても大きく評価しておりますし、議会でもいろいろ、ここが足りないんじゃないかというようなことも意見を言いますが、しかし子どもを取り巻く環境は、本当に複雑化、多様化している今日だと思っております。こども総本部の職員の皆さんも一所懸命、何か対応していらっしゃるんですけれども、まだまだ、そこには十分な支援ができないのは、それは致し方ないところもあるかなというふうに思っています。頑張っていることは本当に高く評価したいと思います。

先ほども申しましたが、このユニセフの、子どもにやさしいまちづくりの事業の中には、私も十分賛同できる場所もございますし、理解できる場所もございます。しかし、先ほど徳田委員もおっしゃったように、ユニセフに特化しなくても市のこども計画の中に織り込んでいただいて、また、さらに織り込んでいただけるというふうに思っております。

このユニセフに参画することで、今でも手いっぱいの職員さんの負担がもっとかかったり、また新たな人員が必要になったりというようなことが発生して、またそのことで混乱も起きてしまうのではないかなと現時点では思っておりますので。しかもまた、認証にはハードルがかなり高いというふうになっていて、認証することが目的化しないようにしなければいけないとも思っております。

改めて申し上げますが、この内容は市のこども計画にも十分に織り込んでいただくことをお願いしながら、今回の陳情は不採択でお願いしたいと思います。以上です。

○安達委員長 続きまして、岩崎委員。

○岩崎委員 結論から申し上げますと、不採択、採択しないをお願いしたいと思います。理由でございますが、本事業、子どもにやさしいまちづくり事業ＣＦＣＩは、約３年前、２０２１年６月に正式に開始されたと伺っております。日本型の、このＣＦＣＩ実践自治体は、現在のところ５つの自治体。３年前から、結局新たに、じゃあ手を挙げてっていう自治体が出てこないっていうこれが現実でございます。その理由はいろいろあるんだと思いますが、私の意見としては、やはり全国の自治体の状況も注視しながら、さらに研究を進めるべきだというふうに思っておりますので、本陳情は採択しないで、よろしくをお願いしたいと思います。

○安達委員長 続いて、戸田委員。

○戸田委員 私は、不採択、採択をしないを主張をしたいと思います。先ほどからありますように、本市においてはこども総本部を設置をして、子ども環境整備については注力をされておると私は理解しております。そうした中で考えれば、ユニセフに参加することは、私は必要がないというふうに考えております。そのような理由で不採択を主張いたします。

○安達委員長 続いて、奥岩委員。

○奥岩委員 結論から申しますと、不採択でお願いいたします。３月定例会でもこの陳情はありまして、その際も不採択になっておりますので、あえて長々と理由を述べるほどでもないんですけど、先ほど、いろんな委員さんもおっしゃっておられました、あえて私のほうから意見を付け加えるとすると、このＣＦＣＩ、ユニセフの、国連児童基金のユニセフの事業になるんですけど、これに参加したからといって事業が可視化されるというわけではなくて、本会議でも、私も質問させていただきましたが、現在、米子市こども総本部のほうでこども計画を策定中ということでございますし、そちらのほうできれいに可視化されるんじゃないかなというふうに考えております。否定的な不採択というわけではなくて、今後の米子市の子ども政策に期待を込めまして、今回大きなヒントをいただきましたので、それらを踏まえてこども総本部さんに期待しておりますので、今回不採択とさせていただきます。

○安達委員長 分かりました。

これより採決をしたいと思います。

陳情第５８号、ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり事業（ＣＦＣＩ）」への米子市の参加について、採択をしたいという賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…又野委員、松田委員〕

○安達委員長 賛成少数であります。よって、本件につきましては、採択しないことを決したいと思います。

結果の取りまとめにつきましては、先ほど、皆様がそれぞれ発言されましたことを取りまとめて、この陳情第５８号についての結果理由をまとめたいと思います。

採決の結果の理由につきましては、先ほどありましたように、御意見、正副委員長において集約しまして、各委員に確認をいただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○安達委員長 御意見がありませんので、そのようにさせていただきます。

辻本様、本日御出席いただきましてありがとうございました。

以上本件につきまして終了いたしました。

辻本様、御退席をお願いいたします。

○辻本氏（参考人） ありがとうございました。

○安達委員長 次に、議案第69号、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 それでは、議案69号、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の41ページから44ページまでが該当する部分でございます。国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、当該基準に従って定める本市の条例について改正しようとするものでございます。

改正内容としましては、小規模保育事業所、事業所内保育事業所におきまして、満3歳児及び満4歳以上児につきまして配置すべき保育士等の最低基準を改めるものでございます。具体的には、満3歳以上満4歳に満たない児童について、現行20人につき保育士等1人のところを、15人につき1人に、満4歳以上の児童について、現行30人につき保育士等1人のところを、25人につき1人に変更するとともに、所要の経過措置を設けるものでございます。施行日は、この条例の公布日としております。

なお、このたびの改正は、満3歳以上の児童に係るものでございますが、現在、本市におけます小規模保育事業所及び事業所内保育事業所につきましては、全ての事業所が3歳未満の児童のみを受け入れておりますので、この条例改正による事業所への実質的な影響はないものでございます。

説明は以上でございます。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

奥岩委員。

○奥岩委員 実質的な影響はないということで御説明があったんですけど、本市は、県内かなりのところで、この保育士の配置については加配を推奨しておられて、加算もあって現状、この条例改正をするまでもなく、こういった配置ができていているというふうに認識しております。あえて、この条例改正をして明言化をして、今回、保育士配置が上がるっていうんですかね、上がりますよっていう、なった上でのメリットがあれば伺いたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○安達委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 こちらの、米子市の条例が小規模事業所と、あと事業所内保育事業所に係るものですので、実質的に影響ないというところで、メリットというところはございませんが、こちらの基準自体が最低基準を定めるものでございます。国の基準に従って定めるべきものでございますので、本市の条例もそれに合わせて改正していくものでございます。

○奥岩委員 分かりました。

○安達委員長 ほかに。

松田委員。

○**松田委員** 経過措置のところに、当分の間は保育の提供に支障を及ぼす場合は当分の間条例による、ここにクリアしなくてもいいような旨の文章なんですけど、これは当分の間ってというのはどのぐらいの期間なんですか。

○**安達委員長** こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** こちらの経過措置は、保育士の配置の状況に鑑みというところで設けられたものでございます。保育士の配置の状況に鑑みまして、保育の提供におそれがある場合は、従前の配置基準も適用するというようなものでございます。当分の間というのがいつまでの期間かというところは、法律上、期間というのは定まっておりません。この経過措置を廃止ですとか、改正するまでの間は、当分の間っていう規定が適用されるものでございます。

○**安達委員長** 松田委員。どうぞ。

○**松田委員** 分かりました。

それ、今のところ米子市では、対象はないということなんですけど、新たにその対象となる事業所が生まれたときというのか、設立とかされた場合は、ルール的にはどちらのルールで対応しなければならなくなるのでしょうか。

○**安達委員長** こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** こちらの経過措置が、本市の保育士の配置の状況を鑑みて設定しておるものでございますので、この保育士の配置状況が保育提供のおそれがある限りにおいては、経過措置が、新しく設けられた事務所についても適用されるものとなります。

○**松田委員** 分かりました。

○**安達委員長** よろしいですか。ほかに。

又野委員。

○**又野委員** これ、1人の保育士が見る子どもの数が少なくなるってということだと思っんですけれども、そのほうがいいというふうになったということでのこのような改正があったと思っんですけれども、ちなみに、把握しておられれば、なぜこのような改正になったのかっていう背景とかっていうのは、分かりますかね。

○**安達委員長** いいですか。

永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** こちらの配置基準の改正というところですが、こちらは保育の質の向上というところで、こども未来戦略のほうで国が定めた昨年10月にありましたこども未来戦略のほうで、長年、保育の質の向上というところが課題であったんですが、このたびそちらの未来戦略のほうで、保育士配置基準の改正というところで、このたび設けられたものでございます。

○**安達委員長** 又野委員。

○**又野委員** 保育の質の向上ということがメインということですね。分かりました。

○**安達委員長** よろしいですか。

○**又野委員** はい。

○**安達委員長** ほかに、質疑ございますか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 なし。討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

反対意見は、ありません。分かりました。

ないようですので、議案第69号、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安達委員長 異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号、米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

矢野こども総本部次長。

○矢野こども総本部次長兼こども施設課長 失礼いたします。

そういたしますと、議案第70号、米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書のほうでございますが、45ページから47ページにかけてが該当いたしますが、説明のほうは46ページ、それから47ページの2ページでさせていただきたいと思えます。本提案につきましては、令和7年1月に米子市東保育園を移転した後に、同年4月1日から、同園を幼保連携型認定こども園として運営していく予定としております。このことから、米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、改正条例案第1条の規定によりまして米子市東保育園の位置を変更いたしまして、その後、第2条の規定によりまして同園を廃止した後、議案の47ページのほうに移りますが、第3条の規定によりまして米子市立幼保連携型認定こども園として、米子市東こども園を設置しようとするものでございます。

なお、施行期日のほうでございますが、米子市東保育園の位置の変更を規定しております第1条につきましては、東保育園の移転の時期を考慮いたしまして、公布の日から起算して7か月を超えない範囲内において、規則で定める日としております。また、第2条及び第3条の規定、同園の廃止及び東こども園の設置につきましては、令和7年4月1日、こちらを施行期日としております。

説明は以上でございます。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

反対意見ございませんので、議案第70号、米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安達委員長 異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時44分 再開

○安達委員長 民生教育委員会を再開いたします。

次に、教育委員会から1件の報告を受けます。

米子市立学校の今後の水泳学習の方針について当局の説明を求めますので、よろしくお願いします。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 それでは、米子市立学校の今後の水泳学習の方針について御報告申し上げます。

本件につきましては、先日の本委員会におきまして、教育委員会の基本方針を御報告させていただいたところですが、委員の皆様から、これまでの検討状況、今後の取組等について、資料も含めて説明が不足しているという御指摘をいただいたところでございます。それを受けまして、改めて資料をまとめまして本委員会において御説明させていただくものでございます。資料につきましてはそれなりにボリュームがありますので、一番頭に1ページ物の概要版をつけております。こちらを御覧ください。

まず、このたびの方針を定めました大前提といたしまして、1のところに書いております水泳学習、こちらは水に親しむ楽しさや喜びを感じたり、水中での安全の確保に関する理解を深めたりするための子どもたちにとって大切な学習でありまして、これをこれからはしっかりと行っていきたいということがございます。しかしながら昨今の猛暑、豪雨等の自然環境の変化によりまして、以前と比べまして屋外プールでの安定的な水泳学習の実施が難しくなっている状況がございます。

このような課題認識の下、子どもたちに安定的な水泳学習を行い、泳力を向上させていくためにはどうするのがよいか、こちら検討した結果、このたびの方針、天候に左右されない屋内の温水プールの活用へと転換していくという方針になったところでございます。

本市は、プール資源に恵まれておりまして、学校の水泳学習が利用に可能な屋内温水プールが公営・民営、現在5か所ございます。こちらを活用して、季節や天候にかかわらず学校の水泳学習が安定的に実施できるよう、段階的に転換していこうというのがこのたびの方針でございます。

また、公営・民営プールには専門のインストラクターがおられますので、そちらの方とともに子どもたちに水泳を教えることで、より質の高い水泳授業を行うことができまして、

子どもたちの泳力がより効果的にしっかりと身につけられるようになると考えております。

今後の取組のところで、来年度以降、モデル校における取組を行いながら、段階的に公営・民営プールへの転換を進めていきたいと考えております。

議会の御理解をいただきながら、本方針に沿った取組をしっかりと進めまして、子どもたちにとって最適な水泳学習を今後も行っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様から御意見を求めたいと思います。

先に、徳田委員。

○徳田委員 いま一度確認でございますけども、この件につきましては報告案件ということとよろしいですね。再度確認です。

○安達委員長 こども政策課長。

○永榮こども政策課長 この案件は教育委員会で定めました基本方針の報告案件ということでございます。

○徳田委員 それを踏まえまして、前回委員会でも、美保学園、義務教育学校の件とごっちゃになってるっていうか、その辺がスタートになってるっていう関係ですね。この方針については、ちょっとセパレートして、やっぱり課題解決に向けてやっぱり議論していくということが大事じゃないかなと思います。ここの資料でございますけども、やはり一番の目的は、安定的な水泳学習の実施を確保することで、しかも児童生徒の泳力をより向上させるということがこの方針、報告の一番の目的であると思いますので、それに基づいた格好で今後は課題解決に向けて一緒に議論していきたいなというふうに思います。以上です。

○安達委員長 質問、内容。聞かなくていいですか。

○徳田委員 はい、大丈夫です。

○安達委員長 さっき手挙げられた方。

松田委員。

○松田委員 まず私、資料の中で確認なんですけど、12ページ、資料4の各検討案の比較という表がありまして、その中で、指導体制のところなんですけれども、3つ分かれてまして、引き続き学校の屋外プールの施設を利用する場合と、公営や民営の屋内のプールを使う場合と、近隣の学校の屋外のプールを利用する場合がありまして、この中で指導体制のところなんですけど、教職員のところもあれば、インストラクターが加わってるところもあって、私のこの理解の中では、このチームティーチングということになるとインストラクターも一緒に教えるっていうことで水泳の泳力を上げるっていうことだと思って、その辺りはどのような感じなんです。この表のとおりなんでしょうか。

○安達委員長 顔が重なってごめんなさい。

遠藤こども政策課長補佐。

○遠藤こども政策課長補佐 指導体制についてでございます。資料4で上げております各検討案の比較のところなんですけれども、これは教育委員会の中で検討しておりました当初の指導体制というもので、屋内温水プールにはインストラクターの方がいらっしゃるの、そういった指導も期待できるのではないかとといった検討をしておりました時点でのものを

上げております。その後、プールは段階的に徐々に以降していくものですので、これまでどおり学校のプール施設を使う学校についても、やはりその指導体制について、いろいろと検討していくべきではないかという意見が事務局のほうでも出ておりまして、現在ではそこに教職員としか書いておりませんが、これまでどおり学校のプール施設を使う学校につきましても、インストラクター等をはじめ指導体制の強化というところでは検討をしていかななくてはならないという考えで現段階ではおります。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 分かりました。インストラクターも一緒に加わってくるということで。まだ質問あるんですけど。

○安達委員長 どうぞ。

○松田委員 質問というか、意見というか、なかなかまだ議論が必要かなと思います、私は。まだ十分に計画をもう少し固めていく必要があるかなと思ひまして、この委員会の報告の過去のを見ても方向性は間違っていないとか、理由は分かると思うんですけど、実際それでPTAとかで私、出たときには小学校の意見を求めておられたってということで動いておられるし、資料もそれなりにあるんですけど、やっぱりこのプールをこれを今後新設しないっていうことは結構やっぱり大きなことで、市民からすればもうプール、これから新設しないことなんだなっていうことで結構インパクトはある。今後の公共施設の在り方についても関わってくるような大きいことだと思うんです。私が言いたいのは、この一番上のインストラクターとのチームティーチングをやるっていうことに対しての計画とか、これから具体的にどういうふうな、何校かで絞ってスタートされるということなんですけど、その辺りを具体的にいつ、どういうふうにやっていく、どこの学校をやっていくかっていうロードマップとか、計画とか、そういったものがもう少し示していただかないと、このチームティーチングやりますよって言うだけで本当にするんでしょうかって思ってしまうところがあるので、あくまでもこの資料にもある、コスト削減ではないということであれば、このチームティーチングをして泳力を上げていくんですよっていうことを、もう少しこの資料なり、計画をきちんと整えていただいて、出していただく必要があると考えます。その辺りいかがでしょうか。

○安達委員長 遠藤こども政策課長補佐。

○遠藤こども政策課長補佐 議会での御理解をいただきました後、令和7年度以降モデル実施ということを考えております。その中で、まずは屋内の温水プールを使う学校からインストラクターと一緒に学習というところを進めていこうと思っておりますが、その中でより効果的なこのチームティーチングを行うことのタイプの水泳授業につきまして研究をしていきたいというふうにも考えております。そういった中で、学校プールへの派遣につきましても、インストラクターの数もそんなに限られてはおりますので、インストラクターに限らず、例えば外部指導者ですとか、教員の指導を助けていただけるような方々も含めまして、そういったような人材の確保に向けても検討を行いながら、できるだけ早い段階で委員おっしゃるようなインストラクターとのチームティーチングの計画というものを提示させていただければというふうに考えております。

○安達委員長 はい。

○松田委員 やっぱり私このタイミングでやはりその辺りのチームティーチングの計画

っていうのが出てきてしかるべきかなと私は思うので、やはりもっとスピードアップしていただいて、あくまでもこの一番の水泳力向上っていうのが目指すところですよっていうのが、やっぱりより丁寧な説明が必要だと思います。以上です。

○安達委員長 よろしいですか。

奥岩委員。

○奥岩委員 前回委員会を受けて今回資料を御用意いただきましてありがとうございます。すごい分かりやすくなっておりましたので、理解が追いつきました。個人的には本会議のほうで御質問させていただきましたので、不明瞭だったところは全てクリアになったかなと思っております。今、委員さんたちから御質問、御意見あったんですけど、私のほうからも今回、基本方針出されたっていうことでこれに沿っていくと、次年度にはモデル校のほうでいろいろと、バスを使うのかどうか分かりませんが、公営なのか、民営なのかプールを活用して授業が始まるっていうことでした。そういったところの周知ですか、意見の吸い上げ方法のところも考えておられるんでしょうけど、先ほど松田委員がおっしゃられたみたいに、チームティーチングのところもそうなんですけど、来年度に向けてどういったところを検証しようかっていう準備がこれからたくさんあると思いますので、現段階でどういったところの検証をしようかっていう準備はされてると思うんですけど、そういったところをきちんと精査していただいて、次年度はそれを踏まえた上で事業を行ってどうかっていうところを検討していただきたいなっていうのが1点。

あと、個人的に本会議のほうで質問させていただいたので、それに向けていろいろと保護者さんですか、児童さん、生徒さん、あと、プール事業者の関係者さん、いろいろお話を伺ってきたんですけど、最初このお話を聞いたとき個人的には学校からプールがなくなるんだっていうのは結構ショッキングでして、どうなるんだろうっていう不安から入ってたんですけど、ただ、こうやって屋内プールを使ってやりますよっていうところには、大体、私が聞いた方は皆さん肯定的な方ばかりでした。というのも、夏の暑い時期に入るのが危険というのも分かるんですけど、そことは別に、ちゃんと民営さん、公営さんのプールに行くと更衣室が分かれてます。男女別に分かれてますっていうところが安心して使えるとか、あとはシャワーのところも使いやすいですというような御意見もありました。あと、何だったっけ、あと、天気、天候が暑いほうだけ、これ資料を見るとフォーカスされてるんですけど、雨が降ったりとか、最近のゲリラ豪雨ですか、あとはそれに伴って雷もあつたりとかっていうのできないときもあつたりとか、子どもたちの意見にもあつたんですが、寒いっていうような意見もあつたので、そういったところから来てるのかなっていうふうに思います。我々が子どもの頃はそんなに今みたいに大量に雨がぱつと降って雷がゴロゴロ鳴ってっていうのはかなりレアケースだったんですけど、今もう5月、6月になってくると天候も変わってまして、そういったところも多いので、水泳授業を入るときにはそういったところも先生方が苦労されてるんじゃないかなっていうふうに思っております。意見、今言わせていただいたんですが、今回、基本方針出されて、次年度モデル校をされるということで、繰り返しになるんですけど、しっかり今年度、来年度検証していただいて、どういった形が一番皆さんにとっていいのかっていうのを準備していただけたらなと思います。最初は、繰り返しになりますけど、最初はびっくりしたんですけど、よくよくお話を伺ってみるとかなり期待できる方針だなというふうに理解いたしました。

たので、今後の周知を含めて御準備していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。意見です。以上です。

○安達委員長 ほかにいいですか。

伊藤委員。

○伊藤委員 私も保護者の方から子どもたちからもプールの環境面、また衛生面のことをかねてから苦情をいただいておりますので、この方針は私は基本的にとってもいいと思っています。しかし、プール資源に恵まれているというふうなところですが、公共のプールはこのことを踏まえて、また新たに造り直すというようなことができるのかと思うんですが、民間プールの場合ですと、課長からも他の町からも利用がまあまあ増えているんじゃないかなと思っておりますし、学童だとか、保育園なんかも使用しているというような中で、何かうまくいくのかなというふうなところと、あと民間のプールなので、民間ですので、民間がやめてしまうというふうなこともあったりすると、そこら辺のところはどのように考えておられるのかなと思いますので質問させていただきます。

○安達委員長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 民営プールも含めたところでの活動というところで、現在、段階的にモデル実施しながらというところがございますが、民営プールにつきましても保育園もですが、それなりに年数もたっているところもございます。その民営プールの中でこちらの市民の利用とか、そういうのも含めて必要なプールの施設の総量の確保というところは民間事業者も交えながら検討していく必要があるというふうに考えております。

○安達委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 米子市の中には、米子市のプールは結構混雑してるので、境港のプールがいってというようなことで言ってらっしゃる方もいらっしゃいますので、そんなことも含めてなのかなと思ったりするんですけれども、民間のプールというところの継続性、安定性なんかも考慮いただいて、この計画がうまくいくようお願いしたいと思います。以上です。

○安達委員長 よろしいですか。

先ほど……。

戸田委員。

○戸田委員 私はちょっと釈然としていない部分があるので、その辺をちょっと質問してみたいと思いますが、啓成小学校は約2億6,000万円を投じてプール設置したと、そういう傍らでこういう基本方針を出されたわけですが、学習環境においてそういうバランス的なものは、その辺は危惧する感はないんですか、それを伺ってみたい。

○安達委員長 分かります。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 啓成小学校ですとか福生西小学校、まだ新しいプールがあるということでのそこのバランス、教育の格差が生じないかというところですが、こちらの今現状、猛暑、豪雨等でなかなか使えなくなってくる状況が出てきていて、今後もそういう状況が出てくるというところで、だろうというところで今回方針を定めさせてもらったところですが、現在、各屋外プールで学校の屋外プールを使用してプール授業をしております。その中で、テントを各学校、工夫してテントを建てたりとか、そのようにやってお

るところです。今後そこを段階的にモデル実施を行いながら進めていくところですが、やはりそういった今後の水泳学習ができる状況等を踏まえて必要な対策は考えていけないといけないと思っております。また、先ほどチームティーチングというところで、公営・民営プールに移行したところでチームティーチングで指導を受けて、ほかの学校はどうなるかっていうところも想定されるところでございますので、その辺りを公営・民営プールとの協議を進めながらしっかりと考えていく必要があると考えております。

○安達委員長 戸田委員。

○戸田委員 ある程度想定をした中で対策を講じていくというような答弁ではなかったかというふうに思いますが、私ね、副市長、この問題についてそもそも啓成小学校、2億6,000万円を投じる前にこういう議論のスタートは私はあってもよかったと思うんですよ。それを失した中で今、徳田委員さんもおっしゃったように、義務教育学校がそういうふうな状況下になってからこれは議論が出てきたというふうに私は理解するんですけども、やはりそういうふうなやっぱり私は当局に対してその慎重さが私はもっとあってもいいんだと思うんです。大きなこの大事業ですよ。115億円でしたか、そういうふうな事業の中で、これから変更をかけるということであれば、もっと啓成小学校のプールの、いわゆる構築する場面の中で私は十分にそれは協議していくべきであったと私は思うので、その辺はいかがなんでしょうか。

○安達委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 教育財産である学校施設のプールという、一番は教育委員会がやりますんで、私は若干所管外になるわけでありますが、そこを踏まえた上での戸田委員の御質問だということだというふうに受け止めさせていただいて、それを前提にお答えしたいと思いますが、確かに公共施設の適正管理、運営のことが今の社会情勢の中で大きく求められているということや、改めてですね、これは私はやっぱりなと思ったのは、改めて今回のことで全国の動向を調べてみますと、もう既に都市部を中心に、大体プールができた時期っていうのは昭和40年代っていうようなことで、全国的にプールを造られてきてる、これもあの横に並んでいる関係上、老朽化も横一線で進んでるというようなことがあって、実は改めて調べてみると、全国的にはこういった取組というのは既に始まっているところも相当あるということ踏まえて考えると、今、戸田委員がおっしゃったように、もうちょっと早く気がついて、そして早く議論が始まるべきではなかったのかということは、御指摘の面は、そういう面はあるんだろうなというふうに思います。もう少し全国の動きとか、それを通し当てはめた場合どうなるのかというようなことにもっと早く気がつくべきであったと。これ今、御指摘あったとおり、教育委員会から聞いている話では、義務教育学校の整備の中でプールを造る特定のことを前提に話したわけですけど、そもそもプールを造るんかやというふうなお話が地元のほうから出たというのが直接の端緒だったというふうにお聞きしてありますが、もっと前からそういった論点での議論、検討があってもよかったんじゃないかという御指摘は、結果的には確かにそういう面もあったんじゃないかというふうに思います。ここはただ一つの大きな反省点というか、教訓、反省すべき部分として、やはり世の中の動き、それから、あえて言いますと、教育財産というのが実は米子市が持っている建築資源の中で最も大きなボリュームを持ってる。34、これは組合立も含めてですが、34校の小・中学校の校舎、プールも含めます体育館等々の資源というのは、市の

持ってる公有財産、特に建築資源の中で最大のものでありまして、これをいかに教育の質の維持だけじゃなくて、向上等を図りながら適正に管理していくということは、今すぐにその議論に及ばないとは思いますが、学校の再編というようなことも含めて、これも明らかな所管外でございますが、やはりこれから真剣に向かい合わなければならないことだと。一番大事にしなければならないのは、やはり子どもたちの教育環境のことだと思えますし、それを支えていただいている現場の教職員の皆さん方の学校業務の実態こういったようなことを根底に置きながら、一方で、老朽化が進む最大資源がある学校、施設、財産、これのいわゆる将来に向かった適正管理、これをしっかりやっていく。当然、財政でも考えていかなきゃいけませんので、財政効率とも両立を図りながらしっかりやっていくということを、実は校舎の中規模改修みたいなことを御提案してお認めいただいた予算、走り始めていますけど、それをやることを、やっと正直始めたところでありまして、もっと早くやるべきだったということは、私としては大きな教材だというふうに思っています。

○安達委員長 戸田委員。

○戸田委員 これから事務を進めるわけですが、やっぱりもっと思慮深さを持ってこの内容については対応していただきたいというふうに思います。

もう一つが、今これから啓成小学校の児童生徒さんに対してのケアが私は求められてくるんじゃないかなと。いわゆる他校とのバランスが崩れてくる。その辺のところを十分に配慮して、ケアを私はしていかなければならないと思いますが、これは強く求めておきたいというふうに思います。以上です。

○安達委員長 ほかにありませんか。

はい。又野委員

○又野委員 この基本方針の屋内プールを利用し始めるっていうこと自体は、やっぱりそういう方向に向かっていくんだろうなと。子どもたちの泳力向上だとか、水泳学習を確保していくっていうのでは屋外プールだけだとなかなか困難になるっていうのはもう本当理解できるところです。先ほどの伊藤委員の質問で一つあった民営、民間のプールの利用もあるということで、もし民間が撤退してしまったらっていう話もあったんですけども、そのさっきの回答の中でちょっとはっきり私、理解できなくて、実際、撤退された場合っていうのは、米子市としてはやっぱりそれ以降も責任を持ってやっぱりやっけないけんと思うんですけども、その辺の考え方っていうか、例えばそのときに財政負担がもしかしたら出てきたりするっていうのを想定しているのか、そこら辺ちょっと教えてもらっていいですか。

○安達委員長 長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 先ほどの答弁の補足という形になろうかと思えますけども、まずは今ある民間・公営の屋内温水プール、直ちに使えなくなるということじゃなくて、それなり年数たっていますが、当面は使えるだろうということがまず一つございます。それから、先ほど伊藤委員からもございましてですけども、米子市、この近隣の方の場合、水泳といいますか、プール利用やっぱり盛んであると思っておりますし、そういうことが背景で、今であれば5施設を検討しておりますけども、やっぱりそれは恵まれている状況ということがまずあります。通常であればそういった経営が民間でも成り立っているんじゃないかなということが一つ。それから、さらにもう一つ、学校の授業で使うと方針

出しました。1万2,000人、1万2,000人以上です。これも相当な需要が生まれるというふうに思っておりますので、これが直ちにプールが一気になくなるということはなかなか想定しづらいんだらうなと思います。ただ、徐々に移行してまいりますので、将来的な状況はやはり分かりません。将来的な状況は分かりませんが、今言ったような米子市の特徴、これはやはりそんなに変わることではないかなと思っておりますが、やっぱり将来的な状況は分かりませんので、そのときには県営、市営のプール、これはある程度関与するという形は考えられますし、民間等におきましても、経営状況ですとか、民間の状況、それぞれの状況に応じた市としての関わり方で、ちょっと具体的に今申し上げられませんが、具体的な関わり方でプールの総量を確保していくということはしっかりとした、あくまでも学校の水泳授業を行うという授業のプールを確保すると、これ大前提についていう、そのときの状況に応じてそれぞれ事業者と協議、検討して確保していきたいという具合に考えております。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 市としても水泳できる場所っていうのを確保には責任を持っていくということだと理解しました。この5施設、挙げられてるんですけども、米子市、どっちかっていったら東西にちょっと長い感じだと私は思ってます、それを東部、中部、西部分けた場合、中央の部分に5つの施設っていうのは固まってるんじゃないかと思ってます、やはり移動の時間に差が出てくるっていうのは皆さんも理解、理解というか、分かっておられることだと思いますけれども、この市営系のプールの在り方もこれから検討されていくということで、例えば中央部分じゃなくて、ほかのところに市営や県営をプールの場所を分散していくっていうのは、そういう考え方っていうのも検討されるのかどうなのかちょっと聞かせてもらってもよろしいでしょうか。

○安達委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 前回でも教育委員会のところで私のほうで答えた。先ほど長谷川事務局長からお答えしたとおりでありまして、将来の市民の利用も含めたプール資源の確保については、水泳とは、水泳は水中では歩行も含めたプールというのは健康づくりに非常に有効だというのは皆さん御存じのとおりであります。非常に熱心にプールで歩いておられる御高齢の方もいらっしゃいますし、非常に有効だというふうに聞いております。そういったことでどんどん実はプールを使っていただくような取組の健康づくり等の一環で市としてはフレイルなども含めて進めていきたいなというふうに思っておりますが、いずれにしても学校側の施設としての大きな方向転換を受けて、プール資源、市民の利用も含めたプール資源の適正な確保に公共が一定程度責任を持って配慮するということはこれはもう避けられないんですが、それを前提とした今の取組だというふうに我々、私は考えておりますし、そのように申し上げて差し支えないと思います。今、委員のほうの御質問は、それらの3つの場所っていう話であります。これ今、具体的にじゃあ、何か検討してるのかっていう話になれば、すぐすぐに何か具体の今出た検討があるわけではありませんが、人口の、利用者、市民も含めて人口の分布の問題もありますんで、距離だけで単純に分布の少ないところにプールを配置していくということもこれもこれで限界があるということも考えながら、利用者にとって利用しやすい環境というもののの中に場所という問題も当然一つの要素として入ってまいりましょうから、仮に書いてあるように将来的にプールを整備

する、あるいは改修、改築をしているというようなときが来たときに、そういったことも念頭に入れながら要素の一つとして検討の中に入れながら、全体の傾向を練るということはあるんだろうというふうに思っております。ただ、今具体的に何かプランを持ってるか、考えを持ってるかということであれば、今具体的なものがあるわけではないということであります。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 今、確かに具体的なのではないかと思いますけれども、この資料の中にもあったんですが、やっぱり移動時間のことを心配されている意見が結構ありました。私も箕蚊屋地域のほうなので、やっぱりさらに私の住んでるところより遠いところとかもありますんで、その移動時間っていうのは心配にされる方ってのはやっぱりおられるのはもう間違いないことだと思ってまして、そこら辺の中央の辺りの学校と、やっぱり周辺のほうの学校との差ができるだけないようについていうふうにやっぱり私も思いますし、当然、地域の人たちも思ってますんで、その辺りである程度プールのある場所っていうのが幾つかの場所に分散できたらそこら辺の心配も、周辺の地域の皆さん、周辺っていいですかね、郊外のほうになりますけれども、そこら辺の懸念はなくなるのかなと思っての質問でしたので、それが実現できるかはどうかあれですけど、一応そこら辺も今後のプールの在り方のところで検討の一つとしてしていただければなと思っております。

それと、この方針の中ではもう学校にプールは造らないっていうふうに出たってあるんですけれども、これからまだモデル実施をしていく段階であるということもあるので、絶対に造らないっていうわけではないとは思いますが、モデル実施をしていった中でなかなかうまくいかなかった場合っていうのも、もしかしたら出てくるかもしれないので、絶対に学校にプールは造らないっていうふうにはまだ決めなくてもいいのではないかなっていう気持ちですが、やっぱりそういうのもあって、そこら辺はもう造らないのか、まだこれは変更する可能性もあるっていうのがあるのか、そこら辺ちょっと聞かせてもらってもよろしいでしょうか。

○安達委員長 永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 今回の方針ですが、今後、学校教育施設の新築・改築は行わないことを基本とするというところをございまして、モデル実施を行っていく中で、このモデル実施で基本的にはこの方向で進めていくというふうに考えております。モデル実施を行っていく中でどういうやり方がいいのか悪いのかっていうところを検証して、次につなげていくというふうに考えておまして、基本的にはこの方針で今後、新築・改築は行わないことを基本とするというところで考えております。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 基本的な方向っていうのはこれで伝わるんですけども、絶対これやるっていうことにこだわらなくてもいいのかなと私は思ってますんで、場合によっては柔軟に対応してもいいのかなと思ってます。そこら辺はちょっと、何といいますか、伝えておきたいと思います。以上です。

○安達委員長 答弁はいいですか。

○又野委員 ああ、いいです。

○安達委員長 ほかによろしい。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 当局の説明、質疑が終わりましたので、皆様の御意見をいただきました。全てないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 21 分 再開

○安達委員長 民生教育委員会を再開いたします。

初めに、議案第 68 号、米子市福祉サービス事業手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立福祉保健部次長。

○足立福祉保健部次長兼長寿社会課長 長寿社会課から議案第 68 号、米子市福祉サービス事業手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明をいたします。今、通知を送らせていただきますが、サイドブックの令和 6 年 6 月定例会内、議会運営委員会資料内、令和 6 年 6 月 7 日内の資料 1 と、かつ定例会議案 4 ページをお開きください。

このたびの条例は、徘徊高齢者家族支援サービス事業の廃止に伴い、当該事業について徴収することとしている手数料を廃止するため改正しようとするものでございます。徘徊高齢者家族支援サービス事業は、認知症の高齢者が行方不明となった場合の早期発見と事故の防止を目的に、現在位置の範囲を把握することができる特定の機器を貸し出すものでございますが、近年、行方不明の対策としては認知症の人のそれぞれの特性や生活様式に合った機器等が必要となってきたところであり、多様な機器が開発されていることから、特定の機器のみの貸出しを行う当該事業については廃止とし、その手数料を定めた条例を改正するものでございます。なお、現在は、認知症の人や家族が自分で機器等が選択できるよう GPS 機器の購入費等に対する補助金や二次元コードが書かれた認知症見守りシールの交付事業を実施しているところでございます。

以上で説明は終わります。よろしくお願いいたします。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。反対意見もなかった。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 そうすると、議案第 68 号、米子市福祉サービス事業手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安達委員長 よって異議なしと認めますので、よって本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前 11 時 25 分 休憩

午前 11 時 34 分 再開

○安達委員長 民生教育委員会を再開いたします。

初めに、議案第 64 号、専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

木下市民生活部次長。

○木下市民生活部次長兼市民税課長 それでは、議案第 64 号について御説明いたします。議会運営委員会資料 1、6 月定例会議案の概要の 2 ページを御覧ください。

議案第 64 号、専決処分についてでございますが、これは令和 6 年度税制改正による地方税法の一部改正に伴いまして、令和 6 年 4 月 1 日が施行期日であった資料記載の項目について専決により所要の整備を行ったものでございます。

主な内容といたしましては、個人市民税関係では定額減税の規定の創設に伴い、新たな規定を設けるほか対象となる所得割の額について規定を追加しております。

続きまして、固定資産税関係でございますが、認定長期優良住宅における固定資産税の減額措置の適用については、申告書の提出がない場合であっても一定の要件を満たせば当該減額措置を適用することができることとしております。また、固定資産税の負担調整処置等を 3 年間延長することとしております。

最後に市民税、固定資産税及び特別土地保有税について職権による減免を可能とすることとしております。説明は以上です。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。よろしいですか。

徳田委員。

○徳田委員 先ほど議案の第 64 号の中で、主な改正内容として 2 点目ですか、一定の要件に該当すると認められるっていう部分の一定の要件の内容と誰が認知するのかっていうことについて具体的にお聞かせいただきたいです。

○安達委員長 よろしいでしょうか。

高見固定資産税課長。

○高見固定資産税課長 一定の要件及びどなたが申請されるかっていうことでございますけれども、こちらのほうは個人所有におきます大規模マンションの改修、大規模改修についてございまして、こちらのほうは大規模改修計画等を策定され、米子市のほうに認定された場合に条件として該当するものでございます。今までは区分処理の場合につきましては、個人個人が申請する必要があったものですが、管理組合等が申請することができるように想定されております。以上でございます。

○安達委員長 ほかに。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 いいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 これより採決いたします。

議案第64号、専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安達委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第66号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

当局の説明を求めます。

木下市民生活部次長。

○木下市民生活部次長兼市民税課長 それでは、議案第66号について御説明いたします。議会運営委員会資料1、6月定例会議案の概要の2ページ、今お開きのページの下段を御覧ください。

議案第66号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは令和6年度の税制改正による地方税法の一部改正に伴い所要の整備を行おうとするものでございます。

主な改正内容といたしましては、1つ目、一定規模のバイオマス発電設備に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置としてその課税標準価格に乗ずる割合を7分の6とする。2つ目、滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置として、その課税標準価格に乗ずる割合は2分の1とする。3つ目、令和7年度分または令和8年度分の固定資産税についても、地価の下落により課税上著しく均衡を失すると認める場合における課税標準の特例を適用するための規定の整備を行うものでございます。説明は以上です。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

又野委員。

○又野委員 1のところのバイオマス発電ところですけども、一応確認ですけど、課税標準価格に乗ずる割合は7分の6（現行3分の2）とすることとするってあるんですけども、とすると、税金の額は上がることになる、優遇がちょっと減るっていいんでしょうか。

○安達委員長 高見固定資産税課長。

○高見固定資産税課長 はい、そのとおりでございます。課税標準額が縮減されるということになるかと思えます。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 これもちっと一応確認ですけども、米子バイオマス発電は対象にはならない、これにはならないんですよね。

○安達委員長 高見固定資産税課長。

○高見固定資産税課長 そのとおりでございます。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 米子バイオマス発電はこれ以外で何かそういう優遇措置とか何か、ごめんな

さい、ちょっともしかしただけで、一応バイオマス発電の関係で何かあったりするのでしょうか。

○安達委員長 高見固定資産税課長。

○高見固定資産税課長 米子バイオマス発電のほうは該当は今のところに米子に該当するケースは1件もございませんし、その米子バイオマス発電のほうのほかのことに係るかという御質問かと思えますけれども、個別具体的なお話になりますし、直接条例の改正には関係しないのではないかと思いますので、発言のほうは控えさせていただきます。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 はい、分かりました。また個別で聞かせてもらえればと思います。

そうすると、2のところですが、滞在快適性等向上施設であるとしても、もしこれまでも過去にも説明されてたなら申し訳ないんですけども、実際どういう施設なのかちょっとイメージが湧かなくて、教えていただけますでしょうか。

○安達委員長 よろしいですか。

高見固定資産税課長。

○高見固定資産税課長 こちらの場でございますけれども、街中の形状を目指す区域として市町村のほうで、整備等になりますね。街中の形状を目指す区域、都市において民間事業者等が市町村による道路、公園等の公共施設の整備等併せて民地のほうを開発する場合について該当するものでございます。以上です。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 道路、公園と併せて整備する。実際どういうものが対象になるのでしょうか。

○安達委員長 高見固定資産税課長。

○高見固定資産税課長 具体的には市町村のほうの計画と併せてということになります。具体的に申しますと、土地であるとか、家屋である。土地につきましては、公園であるとかそういったようなもの、道路であるとかそういったようなものが対象になると聞いております。あと、家屋につきましては、レストラン施設等、休憩施設等が該当するというふうになっております。以上でございます。

○安達委員長 以上よろしいですか。よかったですか。

又野委員。

○又野委員 これは新たにこれはこういう制度が設けられたんですか、2分の1とする。

○安達委員長 高見固定資産税課長。

○高見固定資産税課長 もともと地方税法の中に今までも組み込まれておりまして、今までは法定で率が決められておりましたけれども、今回の改正で市町村のほうで条例で3つのほうを定めるというふうに変更になった部分でございます。以上でございます。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 条例で定めるようになったってことだと理解しました。ということは、これまで法律でそれがあつたってことなんですけれども、先ほどの答弁でもありましたけれども、米子では一応まだこの対象になってるものはなかったんですか。

○安達委員長 よろしいですか。

高見固定資産税課長。

○高見固定資産税課長 今まではございません。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 分かりました。ちょっと一応態度についてちょっと表明しておきたいと思いますが、1のバイオマス発電設備のほうですけれども、ちょっと国のほうの施策とかも見たときに、今回は木、木竹っていうのですかね、木や竹に由来するバイオマス、または農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを使用する場合、これのみが3分の2から7分の6に変更されるということで、ほかのは何か3分の2のままのようです。これだけなぜか優遇がちょっとされなくなるよう、されなくて、優遇はまだまだされるんですけれども、ここだけ変更っていうこと自体、再生エネルギーを進める必要があるなど思ってる中でこういうような改正っていうのはちょっとうちとしては認められないところですので、一応事前に反対を表明しておきます。

○安達委員長 ほかに質疑はございますか。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 これより討論に入ります。よろしいですか。

〔「言ったほうがいいですか」と声あり〕

○安達委員長 はい。賛成、反対の討論で。どうぞ。

○又野委員 先ほどの理由で僕は反対。

○安達委員長 反対。分かりました。じゃあ、討論を終結いたします。

これより採決いたしますが、確認で今もう一度確認したいと思います。

議案66号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手…伊藤委員、岩崎委員、奥岩委員、徳田委員、戸田委員、松田委員〕

○安達委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。よって、本件については、賛成多数ということで原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案67号、米子市地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

高見固定資産税課長。

○高見固定資産税課長 それでは、議案第67号について御説明いたします。議案運営委員会資料1、6月定例会議案の概要3ページを御覧ください。

議案第67号、米子市地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地域再生法及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正を伴うものでございます。

内容としましては、この条例の適用となる事業者が計画認定を受ける期限を2年延長し、令和8年3月31日までとするもの及び課税免除及び不均一課税の対象となる固定資産について、特定業務施設と併せて整備する特定業務児童福祉施設を加えることとするものです。以上でございます。

○安達委員長 これより質疑に入ります。

又野委員。

○又野委員 これも改正ですんで、もしかしたらこれまでも何か説明があったのと思うんですけれども、この地方活力向上地域内っていうのは、どういうものが、どういう範囲内が

それに当たるのか、それと、特定業務施設も実際どういう施設を指しているのかっていうのと、あわせて特定業務児童福祉施設っていうのはどういう施設を指してるのかちょっと教えてもらっていいでしょうか。

○安達委員長 何点か質問ありましたが、高見固定資産税課長。

○高見固定資産税課長 まずは地域のことでございますが、こちらは鳥取県及び県内市町村が参加しております地域再生計画というものに指定されておまして、鳥取県全域ということになっております。

続きまして、特定業務施設ということですが、こちらのほうは地域経済再生計画等に規定されておりますけれども、就業の機会の創出、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化等に資するものとして、内閣府令で定める業務施設としております。具体的に言いますと、事務所でありますとか、研究所、それから研修所等が該当しております。今回加わります特定業務児童福祉施設ということでございますが、こちらは先ほど申し上げました特定業務施設の新設に併せて整備される子育て関係の施設ということになっております。具体的に言いますと、保育所でありますとか、認定こども園等が該当するということになっております。以上でございます。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 特定業務施設に併せて設置されるそういう保育所とかが対象になる。保育所だけっていうわけではないということで理解すればいいんですよね。

○安達委員長 高見固定資産税課長。

○高見固定資産税課長 そのとおりでございます。特定業務施設に併せて整備されるものがこちらの該当になります。

○又野委員 ああ、なるほど。

○安達委員長 分かりましたか。

又野委員。

○又野委員 それによって企業が米子で、何ていうんですかいね、活用しやすくなるとかっていう意味合いでこれは、この法律っていうのはあるっていうことで、条例っていうのがあるっていうことでよろしいでしょうか。

○安達委員長 高木固定資産税課長。

○高見固定資産税課長 こちらの法律につきましては、特定業務児童福祉施設というのは、特定業務施設と併せて整備されるときに該当するものということで、事務所、研修所等が移転した場合において当然その職員さん方の便宜を図るということで追加されたものと伺っております。

○又野委員 分かりました。

○安達委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けた討論を行っていただきたいと思いますと思いますが、先ほど聞いてみますと賛成反対があるかなと思って感じたんですが、まず、議案第67号について、米子市地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手をお

願いたいんですが。

○安達委員長 全員でよかったですね。あっ、ごめんなさい。じゃあ、自分の判断が間違っていました。全員賛成ということで、異議なしということで全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でこの議案については終わります。

次に、陳情第56号、機能性表示食品に係る安全性審査の厳格化についての陳情を議題といたします。

〔賛同議員は賛同議員席に移動〕

○安達委員長 会議を続行いたします。審査の陳情について、本陳情の賛同議員であります錦織議員の説明を求めます。着席をお願いします。

○錦織賛同議員 よろしくをお願いします。

機能性表示食品に係る安全性審査の厳格化について本陳情の賛同議員として意見を述べさせていただきます。小林製薬の紅麹を使ったサプリメントの県内での健康被害が疑われる件数は6月25日時点で累計7件、県への相談件数は、健康被害はないが不安という方が14件、これを含めて40件に及んでいます。6月20日にも新たな健康被害の疑われる事例が発生するなど県民の間にも不安が広がっています。健康のためによかれと摂っていた食品で命まで失う事態が繰り返されてはなりません。小林製薬の事故で報告まで約2か月かかり、被害を広げたことを受け、政府は5月31日、関係閣僚会合で機能性表示食品制度の見直しの対応方針を示しましたが、これについては1つ、医師が診断したものに限らず消費者から直接寄せられた情報なども事業者が報告することが必要であること、2つ目には、速やかに報告というもの、重篤の場合は15日以内、それ以外は30日以内が想定されていますが、これでは遅過ぎます。3つ目には、報告しなかった場合の罰則がありませんが、罰則を設けることが必要です。何よりも問題なのは、健康被害の報告が義務化されても市場に出回った後、被害が起きて初めて行政が対応する点では政府の案は今までとは変わりません。政府は今回サプリについては、製造工場での適正製造基盤、GMP認証を内閣府令で義務化しましたが、GMPに基づき原材料の成分全体の同等性、同位性を受け入れ、受入れ段階でチェックすることを製造販売企業の責任としています。小林製薬の件で問題になったのは原材料の工場でしたが、GMPの義務づけを見送りました。専門家からはこうした原材料の工場にも義務づけをするべきだという声も上がっています。さらにGMPを遵守しているかは企業の自主点検に任されています。消費者庁が立入検査をするとしていますが、現状ではチェック体制は弱く、適宜適切に検査できる体制の強化が必要だというふうに思います。

陳情者の陳情されたのは4月8日でありまして、このときにはまだ政府もこうした対応、見直しの対応方針なども示しておりませんでしたけれども、全体として現状では政府の対応は不十分と考えます。また、陳情者は、機能性表示食品の無審査、届出制と特定保健用食品の審査、許可制の違いについても言及されていますが、いずれもドラッグストアや通販などで簡単に入手できます。こうした環境も含め機能性表示食品に関わる安全性審査の厳格化や、制度の在り方の見直しを国で徹底的に議論を尽くしていただくためにも米子市議会として意見書を上げることは大事であると賛同いたします。以上です。

○安達委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けた賛成討論、反対討論をそれぞれお願いしたいと思いますが。こちらの順番でよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 不採択でお願いいたします。今、賛同議員さんからのお話もありましたとおり国のほうでもう既に方向性も示されてございまして、この陳情者さんが心配されるような案件も含めまして検討に入られると認識しております。倉吉の方から米子の方の健康被害を心配してっていうことだったんでしょうけど、陳情は特にこの意見書を国に上げるには当たらないと思いますので、不採択でお願いいたします。

○安達委員長 戸田委員。

○戸田委員 私も同じく不採択を主張したいと思います。先ほど陳情賛同議員からありましたように、先ほど奥岩委員からもありましたが、令和6年5月31日に紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合が今の紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応を示唆しておりますので、改めて私は意見書を提出する必要はないと思いますので、不採択を主張します。

○安達委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 不採択を主張いたします。今回の事案を受けて、国のほうでございしますが、食品業界の実態を踏まえつつサプリメントに関する規制の在り方や、許可業種や営業許可施設の基準の在り方などについても既に検討を進められておりますので、本陳情は採択しない。よろしくお願いします。

○安達委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 私たちは会派でいろいろ議論を尽くしたつもりでいました。しかし、この件に関してはまだまだ原因究明がなされていないのではないのかなというような意見がございまして、また疑義のございます機能性表示食品と特定保健用食品の違いというのが市民の多くが十分周知をしているというような状況でもなく、分かりにくく、いろいろな問題が、様々な問題があるのではないかというふうな意見も伺いました。したがって、この件については大きな問題ですので、継続をして引き続き調査してはどうかというような意見もございますので、継続を主張したいと思います。

○安達委員長 継続審査ということですね。

○伊藤委員 はい、はい。

○安達委員長 はい。徳田委員。

○徳田委員 私は不採択を主張いたします。理由は先ほど確認されて上げられたとおりでございしますが、去る5月31日の関係閣僚会合で健康被害情報の報告の義務化、またサプリメント形状の製品についてGMPと呼ばれる製造規範を守ることを義務づけるなど、一番この陳情のこの肝であります機能性表示食品制度の見直し対応ということも含めまして対応方針が取りまとめられたところでございます。先ほど賛同議員のほうからは対応が不

十分だということでございますが、決まったのが5月31日ということで、まだ1か月も経過していない状況の中ではございますので、その対応を見極めたいということで私は不採択を主張します。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 私は採択を主張いたします。先ほど来、国も対応を検討しているということでしたけれども、これまでの国のほうの検討を聞く限りは、被害があってから早く連絡するようにとか、事前にやはり防ぐところまで踏み込んでないように私は思っています。そもそもこの機能性表示食品の導入時の理由として特保、特定保健用食品の認定には時間もお金もかかるってということで、お金をかけずにこういう機能性食品を市場に参入できるようにっていうのが大きな理由で導入されたというふうに私は理解しております。国民の、県民、市民の命、健康を守るという責任を持つ国としては、やはり事前に認可をしてからこのような成分を濃縮して出すようなサプリメントっていうのは、事前にちゃんとチェックしてから市場に出すようにすることが大事だと思いますので、この陳情には、この陳情を採択を主張いたします。以上です。

○安達委員長 続いて。松田委員。

○松田委員 私、採択をお願いします。機能性食品は届出ということで、企業が責任を持つということで、特保は許可制ということで、やはりまだこの辺りはやっぱり抜本的に見直しというのは必要かなと思います。EUでは欧州の食品安全機関っていうのが安全性を担保するということだそうです。やっぱり公的見直し確かに必要かなと思いますので、採択をお願いします。

○安達委員長 皆さんの意見を聞いて、討論を受けまして、分かれたので、まず継続という意見が出ましたので、まず継続ということで改めてお諮りしたいと思います。継続を主張される方は皆さんどうでしょうか。

〔賛成者挙手…伊藤委員〕

○安達委員長 はい、お一人ということですね。そうしますと、お一人ですので、少数意見と取り扱いたいと思いますので、よろしくお願いします。

そして、改めて賛成、反対を伺いたいと思いますが、賛成の方、いわゆる採択を主張される方は改めてお願いします。

〔賛成者挙手…又野委員、松田委員〕

○安達委員長 お2人ですか。賛成少数ということで、このことをもって採決を終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

先ほど言われました意見それぞれありましたので……。

（「結論をちゃんと言わないと」「不採択なら不採択」と声あり）

あっ、ごめんなさい。すみません、ちょっと早まってしまいました。賛成少数でありますので、本件につきましては採択しないこととします。再度確認します。よろしいでしょうか。お願いします。

少数になりましたので。続いて、この理由の取りまとめにつきましては、再度確認をして正副委員長でまとめて皆さんにお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔「はい」と声あり〕

○安達委員長 再度確認します、ごめんなさい。先ほど採択、不採択がありまして、陳情

56号については、採決の結果、不採択ということで取りまとめたいと思いますので、よろしくをお願いします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後0時11分 再開

○安達委員長 民生教育委員会を再開いたします。

初めに、広報広聴委員の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき当委員会から2人の委員を広報広聴委員に選出しようとするものでございます。どのように諮ったらよろしいでしょうか。

奥岩委員、どうぞ。

○奥岩委員 推薦でよろしければ私のほうから推薦したい方が2名いらっしゃいますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○安達委員長 よろしいですか。すみません、じゃあ発表していただきます。

○奥岩委員 徳田委員と又野委員を推薦させていただきます。

〔「異議なし」と声あり〕

○安達委員長 よろしいですか。じゃあ、徳田委員と又野委員を選出したいと思いますが、御異議ございませんね。

〔「異議なし」と声あり〕

○安達委員長 よろしくをお願いします。異議なしと認めます。そのように決定させていただきます。

次に、委員の派遣についてを議題といたします。行政視察の件でございます。

まず、実施の可否について確認したいと思います。委員の皆様の御意見がありましたらよろしくをお願いします。

〔「実施すべき」「同じく」と声あり〕

○安達委員長 実施するということで、行政視察については実施するということでよろしいですね。

〔「はい」と声あり〕

○安達委員長 では、実施することにいたします。

視察先や調査項目につきましては、8月の閉会中の委員会で協議したいと思いますので、希望の調査項目を8月9日金曜日正午までに事務局まで御提出をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

次に、実施の時期について協議いたします。7月、8月につきましては、既に公務や会派の視察または9月の定例会も始まることもありまして、日程調整が大変厳しい状況になっていると確認しております。10月と11月の実施にしたいと思いますが、候補日としては、まず1案ですが、10月28日月曜日から11月1日金曜日の間の2泊3日、そして第2案ですが、11月5日火曜日から11月8日金曜日の間の2泊3日としたいと思いますが、いかがでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 私はもう何か既に予定が入っていて、１１月１日に、うちがちょっと何か、できれば２に。２案にお願いしたいと思います。

○安達委員長 一通り……。

奥岩委員。

○奥岩委員 ちょっとはっきりスケジュールは覚えてないんですけど、私も１０月末１１月頭は既に入っていたと思いますんで、可能であれば２案でお願いしたいと思いますが、ちょっと持ち帰らせていただいてもよろしいでしょうか。

○安達委員長 この場所では２案じゃなくてっていうことですか。

○奥岩委員 可能でしたら１０月末辺りから１１月頭のほうで、先ほど委員長言われた間のところで候補日を改めて提出させていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○安達委員長 いや、２案のほうじゃなくて、第３っていう意味ですか。奥岩委員、もう一回確認。

○奥岩委員 今スケジュールがはっきり分かりませんので、可能でしたら後日改めて日程のほうを出させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○安達委員長 じゃあ、確認ですが、先ほど私が第１案、第２案で言いましたわけですが、この２案とも含めて持ち帰りということによろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○安達委員長 提出は、報告提出はいつにしましょうか。

事務局、坂本係長。

○坂本議会事務局議事調査担当係長 視察先の希望と項目の希望と併せて８月９日までに事務局まで御連絡いただけたら結構ですので、よろしくお願いします。

○安達委員長 ８月９日金曜日までということによろしいですね。

また日程を決めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で民生教育委員会を閉会いたします。

午後０時１４分 閉会

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

民生教育委員長 安 達 卓 是